

売 買 契 約 書 (案)

箕面市（以下「売渡人」という。）を売主とし、
（以下「買受人」という。）
を買主とし、物件の売買について次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 売渡人及び買受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約保証金）

第2条 買受人は本契約を締結するにあたり、契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の額は、売買代金の総額の100分の10に相当する額とする。

（売買物件）

第3条 売買物件の名称及び数量は、次のとおりとする。

- 物件番号 5
- 物件名称 三菱ダンプ車
- 車台番号 FE71BD-550031
- 総排気量 2.97L
- 数量 1台

（所有権の移転）

第4条 売買物件の所有権は、買受人が第6条の売買代金を納付したときに移転する。

なお、所有権移転手続きは買受人が行うものとし、移転に要する一切の費用は買受人の負担とする。

（売買代金）

第5条 売買代金は、金 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

（売買代金の納入方法及び時期）

第6条 買受人は前条に定める代金を、市が定める期間に、納入通知書をもって納入するものとする。

（物件の引渡し）

第7条 売買物件の引き渡しは、売渡人が第6条の売買代金の納付を確認した後、令和4年4月1日以降に行うものとする。

（利用条件）

第8条 売買物件の「箕面市」等の意匠については、買受人の責任において取り外し、廃棄又は抹消した上で使用すること。

（契約不適合責任）

第9条 買受人は、令和4年4月1日以降に売買物件に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は本契約の解除

をすることができない。

(違約金)

第10条 買受人は前条までに定める義務に違反した場合には、売買代金の3割に相当する金額を違約金として売渡人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第11条 売渡人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を買受人に請求することができる。

(契約の解除)

第12条 売渡人は、買受人が本契約に違反したときは、何らの通知・催告をしないで、本契約を解除することができる。

この場合、買受人が納付した入札保証金は売渡人に帰属するものとする。

(疑義の解決方法)

第13条 本契約の実施に関し、売渡人買受人間に疑義のあるときは、売渡人買受人協議の上、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、売渡人買受人記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(売渡人) 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 上島一彦 ㊟

(買受人)